

一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟コンプライアンス規程

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟（以下「当法人」という。）におけるコンプライアンスについて規定する。

(定義)

第2条 この規程におけるコンプライアンスとは、当法人が行うあらゆる活動の局面において、関連する法令、定款及び諸規程等、明確に文章化されたルール（以下「法令等」という）の遵守をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、当法人の普通会员、賛助会員及び名誉会員（以下「会員」という。）並びに役員、専門委員会委員及び職員（以下「役職員」という。）に適用する。

(経営方針)

第4条 当法人は、コンプライアンスを経営の基本方針とする。この規程の企画・管理及び採択・実施の推進・支援のため「コンプライアンス委員会」を設置する。

2 コンプライアンス委員会のメンバーは、会長が選任する。

(責務)

第5条 会員及び役職員は、前条の基本方針をふまえ、法令等を誠実に遵守することはもとより、社会人としての良識と責任をもって業務を遂行しなければならない。

(禁止事項)

第6条 会員及び役職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 自ら法令等に違反する行為
- (2) 他の会員及び役職員に対して法令等に違反する行為を指示・教唆する行為
- (3) 他の会員及び役職員の法令等に違反する行為を黙認する行為

(通報の義務)

第7条 会員及び役職員は、他の会員及び役職員が前条に違反する行為を行っていることを知ったときは、速やかに会長及びコンプライアンス委員会に通報しなければならない。

(懲戒処分等)

第8条 当法人は、第5条の規定に違反した会員及び役職員に対し、懲戒規程に従って、懲戒処分等を行うことができる。法令違反を行った役員

に対しては、厳正な処分を課す。

(免責の制限)

第9条 会員及び役職員は、次に掲げることを理由として自らが行った法令等に違反する行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令等について正しい知識がなかったこと。
- (2) 法令等に違反しようとする意思がなかったこと。
- (3) 他の会員及び役職員の指示・教唆により行ったこと。
- (4) 当法人の利益を図る目的で行ったこと。

(事前相談)

第10条 会員及び役職員は、自らの行動や意思決定が法令等に違反するかどうかの判断に迷うときは、あらかじめコンプライアンス委員会に相談しなければならない。

(コンプライアンス研修)

第11条 当法人は、次に掲げる目的のため、必要に応じ研修会を開催する。

- (1) コンプライアンスへの関心を高めること。
- (2) コンプライアンスについて正しい知識を付与すること。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2022年10月16日から施行する。

附 則

この規程は、2025年6月21日から施行する。